

令和6年度第2回国分寺市文化財保護審議会議事録

1 日 時 令和7年2月3日（月）午後2時～

2 場 所 武藏国分寺跡資料館 講座室

3 出席状況

○ 出席委員（6名）（敬称省略）

坂誥 秀一、福嶋 司、太田 和子、副島 弘道、馬場 憲一、松井 敏夫

○ 出席職員（7名）

古屋真宏（教育長）、日高久善（教育部長）、新出尚三（ふるさと文化財課長）、渡邊晃世（文化財保護係長）、寺前めぐみ（史跡係長）、勝山俊也（文化財普及担当係長）、高橋喜子（文化財保護係）

[会議次第]

教育長挨拶

1 開会

2 会議録の承認

3 報告事項

- (1) 文化財普及事業について
- (2) 夏季及び秋季企画展示実施報告について
- (3) 史跡武藏国分寺跡買収事業について
- (4) こくぶんじ観光まちづくり協会の移転について
- (5) 史跡地内のトイレ改修について

4 その他

5 閉会

6 視察

新庁舎1階七重塔模型視察

7 解散

開会

<新出ふるさと文化財課長>

本日は、忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。事務局を務めさせていただきます、ふるさと文化財課長、新出です。よろしくお願ひいたします。本日、傍聴者はございません。

それでは、開会に先立ちまして、国分寺市教育委員会、古屋教育長より、一言御挨拶を申し上げます。

教育長挨拶

<古屋教育長>

改めまして、皆様、こんにちは。本年もよろしくお願ひいたします。第2回目となりました審議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

市は、昨年は市制施行60周年ということで様々な事業をさせていただきました。その中には歴史講演なども含めまして、進めさせていただいたところでございます。また、併せて、市役所が、御案内のとおり泉町に移ってまいりまして、新庁舎となりました。今年の1月6日から業務をスタートいたしまして、何とか今、業務を進めているところでございますが、これまで分散の庁舎であったところが、ほとんどの部署が集まることができまして、これから連携の強化ですか、実務の対応ということができるのかなと思っています。ぜひ、この後、御視察を頂けたらと思っております。

さて、本日でございますが、報告事項が5件ということでご案内申し上げたいと思います。特に、こくぶんじ観光まちづくり協会の移転につきましては、ふるさと文化財課の執務室移転に伴い、その空きスペースの一部を使って入ることになっているところでございます。また、史跡地内のトイレ改修につきましても、若干、予定や進捗が遅れているところでございますが、その事前の遺構確認調査が終わったところでございますので、その点についても御報告をさせていただきたいと思っております。

ぜひ、これまで同様、忌憚のない御意見を頂けたら幸いでございます。それでは、本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

会議成立の確認

<新出ふるさと文化財課長>

本日の委員会でございますが、委員7人中6人の出席を頂いております。このことによりまして、文化財の保存と活用に関する条例第34条第2項の規定に基づきまして、会議は成立しております。

それでは、事務局よりお手元の配付資料について確認をさせていただきたいと思います。

配布資料の確認

<高橋文化財保護係員>

資料を多くお配りしておりますので、それについて御説明いたします。会議次第の裏面に、本日の配付資料の一覧を記載しております。まず委員の名簿がありまして、それから、昨年開催しました令和6年度第1回の議事録を入れております。それから資料1-1として「文化財普及事業について（子ども向けイベント）」、資料1-2として、「文化財普及事業について（一般向けイベント）」、そして資料2「夏季及び秋季企画展示実施報告について」、資料3「史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡地番図」、資料4「こくぶんじ観光まちづくり協会の武蔵国分寺跡資料館2階への移転について」、そし

て資料5－1「史跡地内のトイレ改修について」、資料5－2「史跡地内トイレ改修工事に伴う事前構造確認調査」ということで、資料をお配りしております。

それから参考資料といたしまして、「国分寺市制60周年記念歴史講演会『古代の交通ルール』」のリーフレットをお配りしております。こちらは文化財普及事業のところで御説明いたします。また、展示の図録で「武藏国分寺跡資料館国分寺市制60周年記念写真展」と「令和6年度夏季展図録」、また、「武藏国分寺跡資料館令和6年度秋季企画展図録」もお配りしております。こちらは、展示の御報告のときに御紹介いたします。

それから、報告事項ではないのですけれども、市史編さん室のほうで古文書講座が開催されるということで、そちらのチラシもお配りしております。

また、次第には記載がございませんけれども、歴史公園ガイドブックが新しくなりましたので、そちらも皆様のお手元に配付しております。それから「国分寺市の教育」もお配りしております。ただし、坂誥先生と福嶋先生には「国分寺市の教育」は既にお渡ししておりますので、お手元にはお配りしておりません。

以上になります。不足等ございましたら、事務局までお申し出ください。

＜新出ふるさと文化財課長＞

では、よろしいでしょうか。では、ここからの進行につきまして、坂誥会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

1 開会

＜坂誥会長＞

どうも皆さん、こんにちは。また本年もお世話になります。よろしくお願ひいたします。それでは、令和6年度第2回の文化財保護審議会を開催したいと思います。今日は報告事項が5件でございます。その5件が終わりました後、会場を視察していただく場合がありますので、よろしくお願ひいたします。一度会を閉じまして新庁舎のほうという予定があるようでございますので、後ほど御連絡があると思います。

それでは、報告事項に移らせていただきたいと思いますが、その前に1つお願いしたいのが、議事録の承認の件についてでございます。

2 議事録の承認

＜新出ふるさと文化財課長＞

令和6年度第1回の文化財保護審議会の記録につきまして、お手元に配付してございます。内容など御確認いただきまして、不備等ございましたら事務局まで御連絡いただくということで、御承認いただけたらと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

＜坂誥会長＞

従来からの慣例によりまして、皆さんに御覧いただいて、修正する箇所などがございましたら事務局まで御連絡いただくということで、よろしくお願ひいたします。

3 報告事項

＜坂誥会長＞

それでは早速、報告事項に入りたいと思います。1番目です。「文化財普及事業について」でございます。事務局より説明をお願いいたします。

＜勝山文化財普及担当係長＞

報告事項（1）、今年度の普及事業等についてご報告申し上げます。子ども向け事業と一般向け事業を分けて報告させていただきます。先に子ども向けイベントの報告です。お手元の資料番号1－1を御覧ください。

1、ゴールデンウィーク子どもイベント「子ども歴史クイズラリー」でございます。4月30日から5月6日に、おたかの道湧水園内において、園内の施設に関わるクイズを10問用意しました。クイズを解くために、ヒントや回答を得るために、参加者が施設等をよりじっくりと見学してもらえる仕掛けとして行いました。期間中、延べ7日間で、子ども36名、大人31名、合計67名の参加がございました。資料につきましては、左のところにございますしおりを記念品として配布いたしました。

続きまして、2、「ぶんじ子どもフェスタ2024」です。7月14日に国分寺青年会議所主催のイベントに、共催として参加いたしました。市内の事業者や地域団体、企業が協働で子どもたちに国分寺のまちを好きになってもらうこと、市民の参画意識を高めることをテーマに行われました。ふるさと文化財課では、ぬりえブースとして、子ども向け普及イベントを実施しました。遺物などのぬりえを数種類用意し、子どもたちに楽しみながら国分寺を知るきっかけとして実施いたしました。当日は、子ども295名、大人238名、合計533名の大勢の参加がございました。

続きまして、3、子ども向けイベント「拓本うちわを作ろう」でございます。このイベントは、8月3日と8月10日に実施いたしました。和紙を瓦の上に置き、クーピーペンシルで文字や模様を浮き上がらせることにより、拓本に見立て、その和紙を切り取りうちわに貼る作品を作っていただきました。比較的簡単な作業のため、幼い子どもも保護者と一緒に作成いただいた姿が見受けられました。子ども24名、大人18名、合計42名の参加でございました。

続いては、4、「謎解きbingo」と、5、「レプリカをつくろう」でございます。いずれも、国分寺市教育7DAYSと、東京都文化財ウィーク2024の企画事業でございます。

謎ときbingoは、10月26日から11月4日の、休館日を除く9日間。おたかの道湧水園内でワークシートに書かれたミッションを、クイズ形式でおたかの道湧水園の敷地を歩きながら探し、bingoの完成や全問回答でそれぞれ記念品がもらえる企画でございます。正解数により、ボールペンやクリアファイル、不織布のバックをプレゼントいたしました。子どもの参加75名、大人の参加35名、合計110名の参加がございました。

続きまして、5、「レプリカをつくろう」。こちらは、11月6日の湧水園内の倉の脇のスペースで実施いたしました。用意した尖頭器、土偶、鬼瓦や文字瓦をシリコン樹脂の型に流し込み、その型枠からレプリカを取り出し、アクリル絵の具でそれぞれ好きな色

に着色するものです。子ども参加 20 名、その保護者 17 名の合計 37 名の参加がございました。

続きまして、6、「市内市立小学校校外学習事業」でございます。市内公立小学校 6 年生を対象に、全校対象で実施してございます。各学校がそれぞれ、史跡地の見学の希望によりルートを決めて、クラスごとに学芸員を配置し、武藏国分寺跡及びその周辺を徒步で見学、学習するものです。既に全 10 校のうち 9 校が終了しており、2 月に残り 1 校の第五小学校の実施を予定している状況でございます。

続きまして、子ども向けの最後の事業でございますけれども、7、「国分寺ジュニア歴史検定」についてでございます。こちらについては、来る 2 月 11 日にいづみホールにおいて、市内在住・在学の 5、6 年生を対象に実施する予定でございます。国分寺市の歴史や文化財について学び理解を深め、身近な文化財をより誇りに思う郷土愛を育むことを目的として開催いたします。出題は 30 問で、正解した回答数で 3 ランクに分けて認定証を交付する予定でございます。例年、夏休み明けに実施しておりましたが、近年、中学受験のため、検定受験者数が減少傾向のため、今年は試験的に中学受験が終了する時期に開催するものです。今年は小学 5、6 年生 8 名が、現在検定に臨む予定でございます。

続きまして、今度は 1-2 の一般向けイベントの報告でございます。一般向けのほうを御覧ください。

1、「市内文化財めぐり」についてです。10 月 10 日いづみホールを出発して、国指定重要文化財「木造薬師如来坐像」の御開帳日に合わせて、史跡武藏国分寺跡周辺の文化財を見学する事業を開催いたしました。当日は、観光協会と共に催で行い、参加された 13 名の方々とボランティアと一緒に巡りながら、市職員による解説を行ったものでございます。

続きまして、2、「湧水園コンサート」です。11 月 4 日の湧水園無料公開の日に、園内の七重塔前において開催いたしました。今年は、平成 19 年に結成されたエスニックキッチンによるオリジナルの創作曲と、語りによる「武藏国分寺のいまむかし」と題しまして、篠笛や打楽器による演奏を国分寺組曲として、武藏国分寺や真姿の池をはじめとする周辺の文化財を物語構成で 10 曲ほどお披露目いただきました。当日は 2 回公演いただき、合計 101 名の参加がございました。

続きまして、3、「国分寺市制 60 周年記念事業歴史講演会」でございます。今年、市制施行 60 周年を記念し、歴史講演会を開催いたしました。文化庁の主任文化財調査官の近江俊秀氏を講師にお招きし、開催いたしました。御専門の考古学のうち、日本古代交通史を武藏国分寺の東山道武藏路をはじめとする古代道路について、「古代の人は道のどちら側を歩いたのか」を題材にお話しいただきました。当日は 232 名の参加があり、とても盛況な講演会でございました。お手元には、先ほどお配りいたしました、当日参加した方にお配りした資料をつけております。

続きまして、4、「第 37 回多摩郷土誌フェア」でございます。多摩地区の社会教育課

長会の文化財部会として、今年で 37 回目の事業でございます。多摩地区の 22 の市と 1 町の参加があり、今年は立川市の柴崎学習館において開催されました。国分寺市は 21 種類の文化財関係図書を持参し、2 日間で 58 冊の販売をいたしました。

続いて最後になりますが、5、「市外文化財めぐり」でございます。こちらにつきましては、来る 2 月 8 日に開催予定で、30 名の市民の方々を日帰りバスツアー形式で開催するものでございます。今年は、茨城県石岡市を訪問し、国指定史跡、常陸国分寺、常陸國總社宮、常陸風土記の丘などを訪問し、視察する予定でございます。

今年度の文化財の普及事業の報告は以上です。

<坂誥会長>

御苦労さまでした。ただいまの報告について、何か御質問などございますか。よろしくお尋ねいたしますか。

<馬場委員>

非常にいろいろな事業をやっているのだなと改めて感じたのですけど、最後にこれからやる 2 月 8 日のバスツアーというのは、これは市民だったら定員 30 名で無料なのですか、有料なのですか。

<勝山文化財普及担当係長>

今年度の事業につきましては、参加費 2,000 円がかかります。

<馬場委員>

分かりました。

<坂誥会長>

よろしくお尋ねいたしますか。ほかによろしくお尋ねしますでしょうか。

それでは、次に移らせていただきたいと思います。2 番目です。「夏季及び秋季企画展示実施報告について」、お願ひいたします。

<渡邊文化財保護係長>

資料の 2 番と、あとはリーフレットが 2 種類あります、この薄ピンク色の展示のリーフレット、あと水色のリーフレットも併せて御覧いただければと思います。

夏季及び秋季企画展示実施報告をさせていただきます。まず夏季企画展示ですが、2 部構成で行っておりまして、1 つ目は「国分寺市制施行 60 周年記念写真展国分寺誕生その日、その時」、2 つ目が「浜野栄次昆虫コレクション～虫の色のひみつ～」で、1 つの部屋で 2 つの展示をしておりました。期間は 7 月 23 日から 9 月 16 日までで、その間の来園者数は 1,214 名でした。

まずは写真展ですが、町報、市報用に撮りためた写真のデータベースが約 12 万点ございまして、その中から未発表のものを含む、祝賀行事や町並み等のスナップショット 28 点を展示しております。市制施行の大看板ですとか、市報、年表、人口の推移表についてパネルを作り、展示しております。また、デジタルサイネージを活用し、28 点の写真を 3 分ほどにまとめたスライドショーを 2 テーマ作っております。それが、自動車パレードの様子と、市制体育祭の様子です。こちらの 2 種類を放映しておりました。

2番目の昆虫コレクションですが、昆虫やチョウなどの体の色に注目して選んだ標本15点を展示しました。壁面パネルは、浜野栄次先生の紹介、コレクションの紹介、昆虫の色の見える仕組み、浜野先生の写真パネルなどを展示しました。36名の方からアンケートの回答を頂いておりまして、展示テーマについても、展示内容についても、非常に御好評を頂いております。来館者の41%が10代以下でしたので、来館目的としては「宿題のため」が最大でした。そのほか、「イベントに参加するため」「スタンプラリーのため」などです。また、今後の取り上げてほしいテーマとしては、縄文時代のことが5件で最多でした。

資料を1枚めくっていただきまして、後ろに展示の様子の写真を掲載しております。

デジタルサイネージの写真が載っているのですけれども、真ん中の女性の顔を見ていただいて分かるとおり、笑顔などの豊かな表情が見えるような写真をピックアップして動画にしました。かなり好評で、足を止めて御覧になる方が数多くいらっしゃいました。

夏季展示の際、併せて関連イベントを2つ行っておりまして、「昆虫バッジをつくろう」と、「生き物発見MAP」です。昆虫バッジですが、こちらは好きな昆虫の絵を書いてもらって、それを缶バッジにしてお渡しするというイベントです。また、生き物発見MAPは、園内でいろいろな虫を探してもらい、見つけたら地図の上にシールを貼って、マッピングしていくものになっております。

次に、秋季展示の報告をさせていただきます。秋季企画展は、「文化財保存館の歴史を振り返る15年目の蔵出し展」というテーマで行いました。期間は10月18日から12月8日までで、10月18日と11月3日と4日が無料公開日になっておりましたので、来園者は3,479名でした。武藏国分寺跡資料館の開館15周年の節目の年でありましたので、資料館の前身である「文化財保存館」の歴史を振り返る企画展として開催いたしました。第一、第二、第四章では、文化財保存館で公開していた資料を時代ごとに展示しており、第三章では、文化財保存館にゆかりのある著名人を紹介しました。戦後間もなく町立の施設として開館した保存館に込められた人々の思いや、引き継いだ資料を再確認することで、地域の歴史に対する理解を深める機会となったと思っております。また、アンケートの回答を25名の方から頂いておりまして、こちらもテーマ、内容ともに非常に御好評を頂いております。また、この展示に関しましては、来館者の57%が50代以降の方でしたので、半数以上の方が文化財保存館を「知っている」という結果でした。来館目的は「特別展示を見るため」というのが最多であります、そのほか「庭園や湧水源を見るため」「常設展を見るため」などでした。今後の取り上げてほしいテーマとしては、こちらも縄文が3件で最多でした。

令和5年度の展示のアンケートの結果などでも、やはり縄文時代のことというものは人気だったのですけれども、そのほか、用水のことですとか、昔の暮らし、地理的なことを知りたいというのも令和5年ではアンケートに上がっておりました。縄文時代の人気はすごいなと改めて感じたところです。御報告は以上でございます。

＜坂誥会長＞

御苦労さまでした。何か御質問ございますか。盛りだくさんことをやっておられるようですが、よろしいですか。

<馬場委員>

非常に面白い企画をやっているのは、ここでやっているのですよね。この資料館ですね。私は見なかったから、これはどのように紹介しているのかなと知りたかったので、例えば秋の企画展というのは、保存館の歴史みたいなことをやるけど、パンフレットとか何かそういうものを作つてあるのですか。

<渡邊文化財保護係長>

それが、先ほど御紹介させていただいた。この企画展のチラシの1枚なのです。いつも夏は簡単に1枚のリーフレットで、秋はしっかりしたリーフレットを作るという形でやっております。

<馬場委員>

分かりました。どうもありがとうございました。

<坂誥会長>

よろしゅうございますか。

<副島委員>

つまらないことなのですから、「缶『バッヂ』」と言う人は結構今多いのですが、「バッジ」ですよね。ただ「バッヂ」というのは新聞にもまれに出てきますけど、行政としては「バッジ」が正しいのではないか。意味が全然違ってしまうのです、「バッヂ」と「バッジ」では。バッヂはコンピューターの。バッジはb g eでしょう。保安官のバッジ。

<ふるさと文化財課長>

ありがとうございます。失礼しました。

<坂誥会長>

よろしゅうございますか。

それでは、次に移らせていただきます。3番「史跡武蔵国分寺跡買収事業について」、お願ひいたします。

<渡邊文化財保護係長>

引き続き御説明させていただきます。資料3の地図を御覧ください。青色で色がつけられているものになります。こちらは、史跡の範囲及び公有化の範囲をお示ししたものでございます。

第1回のときにも御説明させていただきましたが、そのときは3か所買収する予定でおりました。その3か所につきましては、年内に無事契約を終えて、所有権移転登記も行うことができました。その際に契約差金が発生しまして、補助金の減額申請を行おうとしたところ、文化庁より減額ではなく追加購入を行うようにということ言っていただきました。そのため、少し見づらいですが、一番下の正方形のピンク色の場所で「追加」

と小さく書いていますけれども、その部分を追加購入することになりました。この土地につきましては、土地開発公社で先に取得していた土地で、それを市で買い戻すという手続を行う予定であります。

これが済みますと、今年度の4か所の合計で、約1,642平米を公有化する予定となつております。今年度末の公有化率は76.2%となる見込みになっております。以上でございます。

<坂誥会長>

地図に3か所と、もう1か所下のほうに追加というので、4地点に渡って買収したということでございます。順調に進んでいるようですが、面積からすればそれほど大きくないですけれどね。毎年やっていくことに意味があると思います。何か質問ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、次に移させていただきたいと思います。4番目です。「こくぶんじ観光まちづくり協会の移転について」です。お願いいいたします。

<渡邊文化財保護係長>

引き続き説明させていただきます。資料4を御覧ください。こくぶんじ観光まちづくり協会の武蔵国分寺跡資料館2階への移転についてです。

まず、こくぶんじ観光まちづくり協会とはどのような団体かといいますと、国分寺市の魅力を一層高め、市内外に広めるために、昭和54年に国分寺市観光協会として活動を開始したものになります。令和4年4月より、観光まちづくりの推進を目的として、「こくぶんじ観光まちづくり協会」に名称を変更しております、さらに、令和6年2月14日に法人格を取得し、一般社団法人となっております。

なぜ、移転するかといったことにつきましては、市役所の移転に伴い、まちづくり協会の執務室がなくなってしまったということで、資料館の2階に移転することになりました。ふるさと文化財課とまちづくり協会との間で、「武蔵国分寺跡資料館の使用に関する覚書」を締結し、資料館の管理・運営を補佐することで、史跡地の管理体制の強化が見込まれることになっております。具体的には、4月に開く予定の多目的スペースの図書の管理や、長屋門の開け閉めの補助などを手伝ってもらう予定であります。

勤務体制は、月曜日から金曜日の9時から5時まで、1名から3名ぐらいで勤務することになっております。

使用面積につきましては、図面をおつけしております、これが資料館2階の図面になっております。ピンク色で囲まれている南側の2か所を使用する予定です。14平米のところは事務室として使用しまして、5平米のところの今まで男子ロッカー室だったところを物置として使用することになっております。

資料の裏面を御覧ください。こちらは、まちづくり協会が使用しない残りのスペースの活用方法についてです。

まず、北側、多目的スペースの使用方法ですが、こちらはボランティアガイドの待機場所として利用しようと思っております。ガイド開始前のオリエンテーションや、各ガ

イド間の情報共有等の場として使えるのではないかと思っております。

また、「恒常的な文化財普及活動の実施」といたしまして、これまで野外で行っておりました文化財普及活動をこのスペースで行うことで、天候に左右されない、安全かつ安定的な普及活動ができると考えております。最近本当に暑く、猛暑日の中、なかなか外でやるということが難しくなっておりますので、ここを活用できたらと思っております。また、こくぶんじ観光まちづくり協会が主体となる新たな文化財普及活動というのも、今後できるのではないかと考えております。

さらに、「来訪者の自主学習支援及びレファレンス対応」としまして、ここの一角に図書コーナーを設け、来訪者の方が自由に見られる場、自主学習の場として活用したいと思っております。その際、観光まちづくり協会は、来訪者の方の要望に応じて、簡単な解説を行ったり、ガイドボランティアやふるさと文化財課の職員につなげるような対応をしていただいたりする予定です。

多目的スペースの南側の一角なのですけれども、こちらは引き続きふるさと文化財課の執務室として利用しまして、イベント等を行う際の事務スペースとして使用する予定でおります。以上です。

<坂誥会長>

御苦労さまでした。説明が終わりました。何か質問ございますでしょうか。よろしくおございますかね。

<馬場委員>

今ここの「移転の経緯」の中で、今度、この観光まちづくり協会のほうに、ここの資料館の管理や運営を補佐してもらうというお話ですよね。先ほど私はこういう展示のリーフレット等を出していろいろ活動をしているのだと思ったのですが、こういうのはどこが本来やるのですか。従来どおり文化財課でしょうか。事業やいろいろ展示などをやっていましたよね。そういうのはどこが担う予定なのですか。

<ふるさと文化財課長>

文化財に関する専門的なところは、引き続きふるさと文化財課が担当してまいります。観光まちづくり協会では、やはり私どもが新庁舎に行くことによって足りなくなるマンパワーですね。具体的に言えば、門の開け閉めだとか、史跡地を見るときの目が足りなくなるとか、そういうところを補佐していただくということで、やはり専門的な部分については、ふるさと文化財課がやっていく必要があると思います。ただ、今後観光まちづくり協会が主体となって、観光主体の事業に、ふるさと文化財課が逆に補佐的に関わることもあるのかなと思いますが、それにつきましては今後の課題ということでございます。

<馬場委員>

ここの建物のところに、文化財課というのは、確か今の御説明だと、新庁舎のほうにあるのですよね。

そうすると、2か所に文化財課が分かれる形なのですか。

<新出ふるさと文化財課長>

今もしお時間があれば、この会を一旦閉じた後に2階を御覧になっていただいても結構なのですが、2階に常駐する職員はおりません。ただ、今、新庁舎にいる職員がこちらに来てイベントなどの準備をするときの作業机として、パソコンや事務用品などを用意しているところです。

<馬場委員>

分かりました。ここのことというのはやはり専門職員がいると安心感みたいなのであるので、そういうのを十分担保していただくといいかなど。常駐ということではなくなるみたいですが、そういうふうに思いました。

<ふるさと文化財課長>

今の2階のお話ですが、この資料館の1階には学芸員が2名おりまして、これは今までおりましたけれども、私たちが新庁舎に行った後も引き続き2名の学芸員は配置いたします。席としては、1階の事務机のところにあります。

<坂誥会長>

よろしゅうございますか。

<馬場委員>

分かりました。

<坂誥会長>

では、私から伺いたいのですが、この一般社団法人の原資は市との契約で成り立っているのですか。

<新出ふるさと文化財課長>

はい。そういうことになります。

<坂誥会長>

そうすると、責任体制はどちらにあるのですかね。例えばこの一般社団法人に所属する方が、いわゆるガイドその他でトラブルを起こした場合の責任体制はどちらですか。

<新出ふるさと文化財課長>

私どものほうとしては、行政財産として各スペースを貸しているという形になりますので、ふるさと文化財課に関わる事業でもしもトラブルになったとすれば、それは私どもの関係になるかと思います。また、ふるさと文化財課の事業ではないところでトラブル等があれば、それは観光まちづくり協会という形になります。基本的には史跡ガイドボランティアとしてガイドを行う場合は主体はふるさと文化財課にあります。

<坂誥会長>

一般社団法人というのは、いいような悪いような問題があって、それを活用する場が、例えば市の行政のサポートをするような運営形態ならいいのですが、一般社団法人です

と、独立しているとすれば、この社団法人に対して第三者が何かを委託するという事態が可能なのですよね。そうした場合の責任体制が生じた場合に、市のほうで責任を取ることになると困るなと思いました。

<副島委員>

今、社団法人の何名の方で実際動いているのですか。理事の方と全部で3人ぐらいでやられているのですか。

<渡邊文化財保護係長>

事務職員は5名ほどいまして、その5名をローテーションで、ここに1週間つけるという形で。

<副島委員>

いや。ここにいる方ではなくて、社団法人の構成員です。3名か4名くらいですかね。

<寺前史跡係長>

私もうろ覚えで恐縮なのですけれども、恐らく10名くらいいたのではないかなと思っています。先ほど原資の話が出ましたけど、1つ加えさせていただきますと、市のほうから補助金という形で委託事業を出しているところもおそらく市町村によってはあります。あとは会員として会費を徴収するシステムになっていまして、あとは事業を行うときには協賛も行いながら事業をされていることを伺っております。

<坂誥会長>

よろしいですか。

<副島委員>

はい。ありがとうございます。

<坂誥会長>

一般社団法人ですからもちろん組織になっていると思うし、その監査体制が恐らく市の職員の方が入っているのではないかと思うので、監査をやらないといけませんものね、法人ですから。そういう体制はきちんとできているのですかということなのです。そうでないと、法人組織があるにしても市が無関係にやっているとすれば、問題が起きたときに市が責任を取るという形になるのか、あるいは社団法人の理事その他の方が全責任を負うのか、そこをきちんとしておいたほうがいいでしょうということを申し上げています。

<新出ふるさと文化財課長>

このこくぶんじ観光まちづくり協会の市のほうの主管課としては、市政戦略室という形になります。これまで私どもは市政戦略室とやり取りをしながら準備体制を整えてきております。指導管理していくのは市政戦略室になりますので、そことはしっかりと連携をとって進めていきたいと思います。

<坂誥会長>

そうすると、直接文化財課ではないわけですね。

<新出ふるさと文化財課長>

実際顔を合わせるのでそういうお話をしますけれども、そういう指導などについては、市政戦略室のほうからしっかりととしていただきます。

<坂誥会長>

管理体制はそちらでやっておられるということですね。その確認という意味で余計なことを申し上げました。よろしゅうございますか。

<副島委員>

一般社団法人ということになると、特に市役所の監督とか、市役所の何かは全く必要なく、社団法人として全てのことができるのではないですか。だからそこで今度は、先ほどから坂誥先生の御心配ということになると、社団法人は市役所とは直接関係ないというのが本来の立場なのではないのですかね。

<新出ふるさと文化財課長>

別団体にはなりますけれども、補助金を出しているという話をいたしました。

その補助金を出している主管課が市政戦略室でございますので。

そことお金の関係。しっかりやつていなければ。そのお金を管理しているのが市政戦略室でございますので、管理というか、指導というのも変ですけれども、そういう関係で話をしてくださいと。

<副島委員>

雰囲気的にはとてもよく分かりますし、有効な組織なのだろうと思ひますけれども、先ほどの坂誥先生のそういう御懸念ということを考えると、ギリギリになると市は関係がないと、補助金は出しているけれども補助金を出しているから責任があるということにはならないだろうし、市とはまた違う団体でということにももしかしたらなってしまうのですかね、一般社団法人というのは。

<坂誥会長>

市と契約をして、そこに市のほうから監査が入っていれば。恐らく補助金を出しているのですから監査が入ってくると思うのですよ、当然。それは監査の人を入れていなければ、独立法人になってしまいますからね。恐らく市のほうでお金を出しているわけだから。それがここの文化財課との関係があった場合に、トラブルが起こると困るなと思って質問しただけです。

<副島委員>

じゃあ、その辺のことをなるべく明快にきちんとしておいておくことが大事なのかも分かりませんね。

<新出ふるさと文化財課長>

分かりました。ありがとうございます。こくぶんじ観光まちづくり協会が独自で好き勝手できるわけではないということは、入る前から市政戦略室と話をして、協会とも話をしているところです。史跡地のために役に立つ、史跡地をより観光という視点を持って普及啓発に当たっていただくという、その趣旨をしっかりとわきまえていただいて、

これまで以上に史跡地の普及に資するような活動をしていただくと。もし、そういうのが外れるようであれば、私どもが貸しているスペースでございますので、場合によってはもう出ていってもらうということを考えられるかなと思います。

<副島委員>

結局、令和6年2月4日に一般社団法人として資格をお取りになったわけですよね。ですから、これから恐らく市民の方やいろいろな方から市との関係はいかがかということが出てきたときに、分かりやすく御説明いただけるといいだろうと思いました。ありがとうございます。

<坂誥会長>

史跡のボランティアの指導を文化財のほうでやるとすれば、一般社団法人の組織の中に理事を送り込んでいるだろと僕は思ったものですから、喚呼だけではなくてね。その点があるのではないかと。

それからもう1つ予算のほうで、市が委託をして一般社団法人として行為をやっていようとすれば、そこに監査委員が入るだろと。そうすると二重のチェックがこの一般社団法人に対してはできている、そういう組織上の問題があるのですかというのが、私の懸案で感じたのです。それだけです。

<馬場委員>

先生が言われたように、やはりそこの協会へ行かないとまずいですね。そっちはそっちでやっていますという、この文化財と関係なくやっていたら困ると。

<坂誥会長>

文化財と関係ないとね。おかしいなと思ってね。今、課長が言われたように、史跡の指導だとか、何かのボランティアをそこで雇っているとすれば、文化財のほうと関係があるのではないかと。観光協会が勝手にやっているということになると、おかしなことになるなど。この空間だけを貸しているわけですね。一般社団法人が部屋を借りているわけですから、それは市との関係で貸借関係が生じるわけですよ。家賃を払わないと。変な言い方だけど、部屋料が無料ということは、一般社団法人と市との契約が普通はできているわけですね。そういう問題が、何かあったときにトラブルが必ず起こるから、それを文化財が何かトラブルのマイナス面をかぶる必要はないのではないかということを思いまして、質問したのです。

<新出ふるさと文化財課長>

ありがとうございます。そもそも大前提として、このコンセプトにつきましては史跡のためにということでございます。勝手なことをしないように、私どももそこは目を光らせていきたいと思います。

<坂誥会長>

何しろ観光というのは危ないのでよ、今。第三者が観光まちづくりというと、いろいろな面で色目を使うのですよ。

<副島委員>

それはそのとおりですよね。御説明を受けると、昭和 54 年には国分寺市観光協会という名前なのですから、多少門外漢にはイメージが違う感じがしますよね。

<坂誥会長>

むしろ施設を貸している、それから指導しているということになると、文化財は関係ないですよとはやはりいかなくなるのではないかと思って、その辺が心配だったものですから、それが多少できれていれば。

<馬場委員>

ボランティアなんかが案内したりするわけでしょう。それは、協会で養成した人がやることになるのですか。

<新出ふるさと文化財課長>

基本的にこの文化財の愛護ボランティアにつきましては、ふるさと文化財課が主管課として行いますので、ボランティアの管理自体は私どもが行います。ただ、具体的に考えてみると、例えば 2 階に人の目が足りないという話をしたところですけれども、例えですけど多目的スペースですので、ボランティアがいたり、一般の方がいたりするような形にもなります。その際に、例えば公序を乱すような扱いをした際など、そういうときにはやはり目がないと注意もできませんので、そのようなものを見せていただくということですので、ボランティアの管理は私どもで行います。ただ、それが常軌を逸するような何かがあれば見ていただくということで、場合によっては、例えば上でタバコを吸うなど、そのようなことがもしあれば注意をしていただくと、その程度の管理をしていただこうかなと思っています。

<馬場委員>

だから、私が言ったようにボランティアの人は説明するわけではないですか、それが得てして、ガイドの人というのは自分の話を膨らませたりなんかすることがあって、そういうのを担保するのはどうやってするのかなというね。今のお話だと文化財課が関わっていると言うけれども、養成のところにどういう関わりができるのかなというのが、気になっていたのですよ。

<新出ふるさと文化財課長>

そのような点につきましては、実はこれまで同じような課題を抱えておりまして、やはりボランティアの質の確保というのは大事な視点だと思っています。私どもとしてはボランティアの養成講座を開催しております、新規のボランティアについては 7、8 回の講座を設けながら質を上げていく。既存のボランティアについては、まさに先ほど申し上げた歴史講座など、アフターフォローをしながら質を均一にしていく。

あともう 1 つは、ボランティアの懇談会を年 4 回やっております。この 4 回の懇談会の中で、それぞれのボランティアがどのような活動しているのか、それぞれ情報共有をし合いながらやっているところでございます。今回この多目的スペースができるこによって、今申し上げた年 4 回やっている懇談会というのは、私どもが会場を設定して開いているわけですけれども、場合によってはボランティア同士で情報交換をして、情報

共有をして、質を上げていくということも随時できるかなと思っています。そのような場所を確保していくというのも今回の事業の目的ではあります。

<副島委員>

今の御説明は大変よく分かったのですけれども、今このところで、去年の7月にこくぶんじ観光まちづくり協会がネットに上げている、きちんとした御挨拶があるのですね。それというのを初めてここで私は見ているわけですが、これは名所旧跡関係に限つたことではなく、ことも人も物も全てが地域の光で「国分寺市にもたくさんの『光』があるわけです」と。そして4月に、「こくぶんじ観光まちづくり協会に名称を変更しました」。そして、「市民や事業者の皆様方と力を合わせて、国分寺市の多様な『光』を掘り起こし、磨き上げ、活用して、市内外の人々の様々な交流を生み出し」ということで、これまで任意団体でしたけれども、令和6年に一般社団法人となって、「今後は、国分寺市に依存していた従来の協会運営を転換し、独立した民間団体として、責任感をもって、スピード感のある多彩な事業を展開してまいります」と、そちらが書いてあるので、微妙ですけれども、市のほうはコントロールしているぞとはおっしゃるけど、まちづくり協会は、市とはもっと違つて、頑張って積極的にやっていくぞ、それで一般社団法人になったのだと高らかにうたっておられるところもあって、少し御相談をしておいたほうがいいかな。

<坂誥会長>

任意団体から恐らく法人組織になったということは、これは非常に大きな問題なのですよね、責任体制の問題がはっきりしますから。それで僕は寄附行為を見ていませんから。そういう点をきちんとしておいたほうが。文化財のほうが分かりませんよというのではなくても、きちんとしたほうがいいのではないかと。もっと簡単に言えば、一般社団法人をたくさん作ることによって、国分寺のO Bの方がみんな入って行ってしまうという誤解をされますよということが、市民から出てくると思うのですよ。

ですから、一般社団法人の寄附行為によって専務理事、理事などが全て無償である、ボランティアであるという規約になつているのかどうか。その人たちがボランティアのアルバイト権を今度作用するということになると、そこでまた利益問題が出来ますから、誤解を受けるといけませんよと。

ですから一般社団法人というのは、便利なようで非常に怖い。一番問題を起こすセクションになりますからね。任意団体なら問題ないのですけれども。市のほうが勝手にやっているから、市の外郭団体が。遺跡調査会もそうですよ。遺跡調査会で問題が起これば、私が会長だから私が責任を負う。市長のところまで責任は行かないのです。ただ、実際にはトラブルを起こした場合には大変ですけれどもね。そのような問題もありますから、ぜひ慎重に、ここを文化財としては対応していただきたいなということで、言わせていただきました。

<古屋教育長>

様々な御指摘を頂きましたので、関係性などを整理して、問題が起きないようにやら

せていただきたいと思います。これまで市が丸抱えしていた観光地協会でありますので、莫大な補助金も差し出していたという状況ですが、これからは自走していただかなくてはいけない団体なりましたけれども、その関係の中では市の役割、また法人の役割ということを明確にしながら、また責任の所在を明確にしながら進めさせていただきたいと思います。その事務所がこちらに移ってきたということで、大変狭い事務所ですが、そこは我々とは連携しながら、より一層国分寺市の史跡を活用した観光が広がっていけばいいかなと思っています。

<坂誥会長>

これを利用して、理事と称する方々のためすることをしては、市にとって困るのではないかなということを表現しておきます。それだけです。

<古屋教育長>

ありがとうございます。

<坂誥会長>

そこのところをよろしくと勝手なことを申しました。幾つかそういう例を見ているものだから、危ないなと思って。よろしゅうございましょうか。

それではもう1点、5番目です。「史跡地内のトイレ改修について」、お願いいいたします。

<勝山文化財普及担当係長>

史跡地のトイレ建替えについて、御報告いたします。お手元には資料5-1、両面刷りのものを御用意ください。

トイレ用地につきましては、従来より使用貸借にてお借りしておりましたが、利便性や利用者の駐車場の確保などから、土地を新たに増加させる計画を土地所有者と協議し、御快諾を頂き、現状の土地に加えた使用貸借契約を締結いたしました。このことにより、もともとお借りしておりました約171平方メートルから、約205平方メートル増やしまして、376平方メートルに拡大いたしました。資料のほうは、表面のところ、上段を御覧ください。左側が既存の土地の借用状況で、右側が新たに借用した土地を加えた図面でございます。面積が増えたことにより、敷地への出入りの導線や、駐車場用地の確保など、利便性を高められる環境といたしました。

また、この委員会でも御指摘のございました便槽数等については、計画を作成した当時、見積事業社に対しその旨を意向として伝え、結果、表面下段のところのとおり、男子小便器1基増加、女子個室1室増加、男女別手洗い各1基の増加を図る計画で進むことができました。

工事スケジュールについては、前回の御報告後、今年度事業実施をするために参考見積として2つの事業者から頂いておりましたが、そのそれぞれの事業者から辞退の申出がございました。理由について伺ったところ、今年度都内等において、公共事業をはじめ大型の事業を請け負うことになり、人員が用意できない、また、仮に請け負った場合、人員不足の状況での作業実施につきましては工期の遵守が困難との判断から、辞退する

に至ったとのことでございました。これにより、今年度、新たにリース契約でトイレの建替工事を実施していただける業者を探すこととなりました。

幸いにも、2社からの同意を得ることができ、この事業は指名競争入札のため、それぞれの事業者と施工や建物等について協議を進めてまいりました。これら当初の計画には、新たな設計や工事期間など、事業内容の整備調整を進め、昨年12月にこのリース契約締結の入札に及んだところでしたが、入札不調という、契約事業者が決まらない結果となってしまいました。今回、指名競争入札業者を複数選定し、当日の改札に臨んだところでしたが、応札した事業社が1社だけだったため入札不調となってしまいました。速やかに契約担当課と協議いたしまして、年明け改めて契約締結するために、工事時期の見直しを図り、再度入札作業を執り行う準備を進めております。結果、本日、選定委員会を開催いたしまして、契約締結する準備を疎々と進めているところでございます。

これら新たに事業者と工事内容に関して協議する必要が生じたため、結果的には、契約工期の竣工が今年8月竣工で、9月よりトイレの共用管理ができるような計画を進めているところでございます。

なお、当該地が史跡地であることから、これら建築事業の事務作業に先行して、予定期の事前遺構調査を実施いたしました。こちらにつきましては、史跡係長、寺前より御報告申し上げます。私からは以上です。

＜寺前史跡係長＞

1枚おめくりいただきまして、資料5-2「史跡地内トイレ改修工事に伴う事前遺構確認調査」という資料を御覧ください。

まずトイレの整備の経過を先に御説明いたしますが、昭和46年から48年にかけて、3か年で史跡地内公園の金堂、講堂の基壇の整備ですとか、外周の石垣、正面エンタランスの工事をまずしております。同じ頃、昭和47年、48年ぐらいからお鷹のみちの整備、昭和51年に遺跡調査会が発足いたしまして、本件の調査地、オレンジの北側のところが調査地なのですけれども、調査地東側に遺跡調査会が置かれることになりました。恐らく、このような流れの中で一番最初にトイレを設置したと想定されまして、昭和56年の住宅地図にはトイレという建物の記載が見て取れます。さらに平成5年の末、水洗式のユニットトイレ2棟、給排水設備入替工事ということで、既にもう給排水設備を行っていたトイレに対して、FRTの2基のトイレを増設するという工事を行っております。こちらは調査地の北側、「調査地」と書いてある赤い文字のところですが、そこが東西に道路と下水道管が通っておりまして、ここから配管しております。なお、西側の道路、市道幹2号線には下水道は通っていません。

続きまして、周辺の調査履歴を見ていきたいと思います。今御説明した、この「調査地」と書かれているところなのですけれども、昭和48年の段階で四中の排水管がすでに設置されておりました。こここの場所に公共下水道の本管を設置するために、昭和52年にマンホール部分のみ調査を行っております。字が小さくて申し訳ありませんが、「52-037」と書いてある道の3か所です。52年に、37次調査として発掘調査を行っています。この

ときには、遺構としてはあまり目立ったものは確認されていませんが、現地表面から遺構面まで大体 1 メートルぐらいの深さがあることが分かっています。

その次に昭和 60 年に、このとき調査の成果を受けまして、建物などが周辺にありそうだということで、学術調査として僧寺寺域確認調査 250 次を実施しております。長大な建物の面積が書いてあるところですね。「S B91」という掘立柱の建物を確認いたしました。建物の時期としては、古来の時点の 2 次期から 3 次期ほど確認されています。ここ の部分の施設整備に伴う事前遺構確認調査として、令和 2 年度に再発掘を行っておりまして、この建物が梁間 2 間、桁行 3 間の僧坊のような長大な建物であるということを確認いたしました。

そのほか史跡整備の事前遺構確認調査としましては、調査地のすぐ南側のところで、平成 19 年度と 24 年に北辺の区画施設を調査しています。区画施設というのは、掘立柱塀ですとか築地塀の辺りの確認をされています。北側になりまして、北側に続く門は確認されていないのですけれども、柱穴はこのとき 2 基ほど確認しております、あと併せて中軸線上で S X という硬化面を確認しているところです。さらに、元町通り沿いで平成 24 年にバス工事の立会いがありましたときに、区画施設の柱穴を 2 基確認しているところです。また、平成 28 年には四小の交差点から元町通りにかけて、水道施設の立会いで 58 か所立ち会っているのですけれども、そのうちの 3 地点で近世の薬師堂と思われる硬化面を確認しています。ちょうど薬師堂の下の道路からトイレの駐車場の辺りにかけての 3 か所です。

これらを総合しますと、元町通りから北側の調査地の辺り、それから掘立柱の建物の辺りは、自然地形が今より 1 メートルほど低かったということが分かっておりました。さらに一番上の北側に行きまして、昭和 39 年から 41 年に北方建物跡、北院の跡を、石田茂作先生を顧問として、早稲田大学を中心とした調査をしていただいております。軒先の瓦を中心に報告がされておりまして、後に塔 1 の瓦と同じ文様を使っていることが分かりております。

このように、遺跡の中心部と北方建物の間に挟まれた場所に今回の調査地点がありまして、なおかつほぼ中軸線上といいますか、中軸に近い位置であるということも分かりました。

1 枚おめくりいただきまして、発掘調査の状況です。今回の調査ですが、10 月 2 日から 11 月 15 日にかけまして、途中お休みを入れながら、実働は 12 日動いております。面積としては 9.81 平米、出土した遺物は 15 箱になります。

調査区ですけれども、想定される改修のトイレの大きさを考慮して設定しております。北側の部分は配管が入っているということが分かっておりますので、調査対象からは外しております。

最初は重機を使用しまして、1 メートルほどの表土や耕作土ですとか、遺構に関係ないと想定されるところを除去していくと、古代の瓦を集めて廃棄した瓦だめが出てきまして、その瓦だめも除去した後に、その直下で非常に硬く締まった硬化面が確認さ

れました。左側の図面を見ていただきますと、真ん中ぐらいに瓦だめがあつて、その下の1層ですね。ここは非常に硬化した面です。また、1層から下、1、2、3、4層全てかなり硬く締まっているということが分かりまして、1層から4層までは大体50センチの厚みで、瓦片や木片を含みながら堆積して固められておりました。その下の地表下。現在の地表面から1.8メートルほどの深さで、5層に当たるところなのですが、黄褐色粘土層を用いたSX376というものを検出しました。真ん中の平面図でいいますと、①②の辺りですね。これが平面的に、かつ水平に広がっている状況を確認しました。この中に自然堆積層というのが確認できませんでしたので、これは恐らく古代の整地層なのだろうなと思いながら、状況を確認するために東側の一部に断ち割りをかけております。その結果、円形の掘り込みの柱穴状のピット1を検出しました。このピット1の状況を確認するために、半截して土層の断面を記録して調査をしております。確認された整地層なのですけれども、掘り込んでいったときに、上からストンと落とさずに階段状に落としておりますので、確認した面積でいうと2.2平米ほどです。東西1.4メートル、南北1.6メートルしかありませんので、この広がりがどこまでつながっているかということは分からなかったのですけれども、中軸が左側、西側のほうに走っておりますので、想定すると中軸を中心にこの整地層というのが広がっていたのだろうなと考えることができます。

今までの調査で、黄褐色土、また、白色粘土層と言われる黄白色の粘土層、いろいろな表現があるのですけれども、出土事例を確認しますと、報告されているもので、僧寺と尼寺合わせて54か所ございました。この粘土層は、今まで、市内の調査をしている中では自然体積層として確認された事例はありません。例えばローム層が水に浸かって白色化する、粘土化するという現象があるのですけど、含有物や粘性がやはり違いますので、ここの確認された粘土層というのは、ここで整地などの目的を持って外から搬入されたものではないかなと考えております。この辺りで確認されている状況ですと、例えば金堂の据え付けの石のところにべったりと貼り付いていたり、創建金堂の基壇の版築土になっていたり、あと、見ていただいたところで言いますと、金堂と講堂の堂間通路の石敷き、瓦敷きの間をこの白色粘土でべったり作っていたというところですか、北辺と南辺で顕著だったのですけれども、区画施設の築地塀などとして白色粘土を大量に使っているという事例を確認しています。

遺物は、15箱の中で圧倒的に平瓦が多いです。この硬化面なのですけれども、周辺の状況を見ますと近世の薬師道などのかなと想定している硬化面ですが、この1、2、3、4層の上にある瓦だめは、割と投棄されて、形も小さくなつて割れているものが多いです。入っている状況も、いろいろな向きで確認されていますが、整地層の中にも瓦が入つております。比較的大きなもので凸面を上にした状態で、敷いているとは言わないのですけれども、ある程度置いているような形で見えるというのもありました。半径に近いものもあります。今その遺物を洗つて確認を続けているところなのですけれども、須恵器や土師器などについては、極小片の恐らく10点から20点ぐらい、かなり小さい

ものが紛れ込んでいる状況です。一部、時期が特定できるものはなかなかないのですけど、見た目は古代の土器で、あと、須恵器でいうと、糸切りの底部で微調整のものが見られるので、11世紀に入ってからなのかなというものが投棄されている感じでございました。あとは線が1点入っているのと、古代ではないのですけれども縄文の石器が入っているという状況で、まだ時期が特定できるものとしてはない状況です。

このように近世の薬師道であろう硬化面と、古代の整地層と思われる粘土の整地層、それから柱穴を1基確認することができました。先ほども申し上げましたように、今後は時期の絞り込みがポイントかなと思っておりまして、遺物の特定とともに、現在有識者の御協力で分析なども実施しております。併せて、全体の様相からもう少し古代の様子を御説明できるようにしていきたいと思っております。

また、10月23日から11月1日にかけまして、遺跡調査会の調査研究指導委員会を開催いたしまして、現地にて藤井先生の御指導を頂いているところです。

最後3枚目、写真を御説明させていただきますと、左上の写真が調査地の北から撮っているもので、左側のフェンス、それからオレンジ色の工事用のフェンスがあるところが調査地になります。真っすぐ向いたところが、少し見にくいくらいですけれども、講堂の部分になっております。3枚目、S X376という検出状況が2枚出ております。写真にしてしまうと分かりにくいくらいですが、現地で見ますと、かなり黄色く白い粘土が水平にべったりと貼り付いている様子が分かります。それから、5枚目、6枚目がピット1の状況です。この粘土層を取った下から住穴の跡が出てきたという状況になりました。

遺構が出てきましたので、この状況で調査としては終了させていただきまして、古代の遺構の話をいたしますと、地表面から1.8メートルほどの深さでしたので、工事としてはその間の中でとどめていただければといいかなと考えております。

左下なのですけれども、遺跡調査会の調査研究指導委員会の風景でございます。この日は10月31日でした。また、右下なのですが、ふるさと文化財愛護ボランティアの方に御協力を頂いておりまして、現地での掘削ですとか、今、瓦を洗っていたりとか、そういう形で御活躍いただいているところです。御報告は以上となります。

<坂説会長>

御苦労さまでした。何か質問ございますか。

<松井委員>

遺構調査を今までいろいろなところでやってきてているけれども、今の寺前さんの話のような詳細な遺構調査の報告というのは、僕はあまり記憶がないのです。そこまでのね。だから、いろいろなところでこれから遺構調査をやるのだろうけれども、そのたびにやはりここまで詳細な報告をされるということなのでしょうか。

<坂説会長>

どうでしょうか。

<寺前史跡係長>

平成17年ぐらいから始まりました史跡整備に伴う事前遺構確認調査は、遺構編と遺物

編ということで平成30年度にまとめさせていただきました。ただ、それより以前の、例えば今お話ししていました詳細などは。

<松井委員>

文化財保護審議会として、そこまでの詳細な報告を、現地でこうだよという話は今まであるけれども、それだけで今までのような話をする必要が、会長、必要かどうかについて、私はちょっとね。

<坂誥会長>

分かりました。結論的に申し上げますと、この地域はどういうことかということを説明いただければ、十分。後のほうは指導委員会のほうでやっていくということでございますので、結構だと思います。

ただ、この機会ですから一言申し上げますと、実は国分寺全体というより中軸線との図に書いてある周辺というのは、明治時代に大発掘がやられていて、方々に瓦が埋めてあるのです。これは明治時代の文献にも出てくるのです。そういうふうに、かつて掘ったところを再度発掘してもあまり意味がないところもあります。それからもう1点は、この武藏国分寺遺跡全体を調査したと、調査したというのは実際にはたくさんあるのですよ。それはすごいのです。その調査された範囲を、まず調査・研究指導委員会としてはチェックしたほうがいいなというのは、私の従来からの主張でございます。というのは、現にやったところが目に見えています。それを再調査して細かくしても意味がないということですね。そういうこともありますので、結論だけ、この文化財保護審議会では報告していただくように今後お願いしておきます。細かいこと申し上げても、あまり意味がありませんので。

<松井委員>

調査・研究指導委員会のほうでは、やはり今のお話というのは大事なことですし、これまで。

<坂誥会長>

報告の持ち方ですね、今後の。分かりました。これを一々やっていきますと、指導委員会の報告みたいになりますから、これはあまり。結論だけ、今、寺前さんがお話になつたように、「こういうことですよ」という内容だけ今後説明していただくということをお願いしたいと思います。

<松井委員>

ほかの委員の方が「いや、必要だ」ということであれば、もちろん必要で、何のあれもないのですが。

<坂誥会長>

あまり細かいことを言っても、この席で時間の関係もございますからね。分かりました。これは、また後で課長とも相談いたしますが、トイレ構造のところの調査をこのようにしましたということで。「私からは、従来から問題になっておりましたトイレの増設については、予定よりお寺のほうの協力を得て、より広い面積がトイレ用地として確保

できた、また、それに伴いまして、使用する頻度も多くなるであろう今後に備えて、トイレの規模が大きくなってきました。予定どおりいたします。つきましては、その下を文化財調査の建前から発掘いたしました」ということ、それだけでございます。よろしくございますでしょうか。

<馬場委員>

トイレのこと、私が気になっていたのは、結局はこの講堂のところというか、前のところを使ってトイレを、従来あったところに少し移動して作るということなのですよね。

<坂誥会長>

広げるということです。

<馬場委員>

それで、前回のこの議事録の 17 ページのところを見ていると、坂誥先生がトイレのことをいろいろ御発言されていたので、私は非常に気になったことで、今回トイレを作るときに、坂誥先生はやはり奈良時代の寺院におけるトイレというのを少し意識しながら、文字などを入れながらという御発言をされて、「なるほど」と私は思っていて、課長が研究させていただきますとお話だったではないですか。それで、私はトイレのことで、「ああ、そうか」と思って。見たこともあるのですよね、ほかのところでね。それで結論的には、もう入札して、選定委員会でこれから決めていくのでしょうかけれども、上物というのはどういう形になるのか、その辺りというのは気になるところなのですが。

<新出ふるさと文化財課長>

リース物件でございまして、5 年のリース期間終了後は市が譲り受ける形ですけれども、それに対応できる建物ということになりますので、要するに自前で設計してゼロから作り上げるのではなくて、ある程度既製品のような形になると思います。ただ、色だとか、材質だとか、その辺については史跡地に見合うものにしていく必要があると思っています。ただ注意したいのは、あまり目立ち過ぎないようにしたいということを考えております。史跡地の主役である金堂、講堂のすぐ北側ですので、間違ってガイダンス施設か何かだと思われないような、景観になじんだトイレにしたいなと思っています。

それから、前回の議事録でもありました、当時のトイレの、どのようにトイレを使っていたのかというパネルみたいなものについては、今回この契約の中には入れ込めなかったのですけれども、それは後づけでもできるかなと思っております。今回の業者につきましては、そういう文化財の専門家の業者ではございませんので、後でパネルなり、また増設などをしながら、先生から御指摘いただいているような対応はできるかなと考えてございます。

<馬場委員>

分かりました。ぜひデザイン性というのは大事なのかなということを思ったので、質問させていただきました。よろしくお願ひいたします。

<坂誥会長>

いろいろ事務局も考えているようでございます。よろしゅうございますでしょうか。
一応、報告事項は以上で終了いたしました。何か細かい部分で先生方からお話があれば承りますが、よろしゅうございますか。

では、課長、お願いいいたします。

＜新出ふるさと文化財課長＞

本日はありがとうございました。今年度の審議会につきましては、今回で終了でございます。また新年度に入りまして、改めて日程調整をさせていただきたいと思います。

それから、私事ではございますけれども、私はこのふるさと文化財課に3年在籍しておりましたが、ここで役職定年ということで現職から代わる形になります。ですので、新体制につきましては、新しい課長が来て、改めてまたこの審議会を招集させていただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいいたします。

＜坂誥会長＞

どうも御苦労さまでございました。

それでは、以上で終了させていただきます。あと、視察が1件ございます。よろしくお願いいいたします。

―― 了 ――